

学校法人尚綱学園 情報システム運用基本方針

(情報システムの目的)

第1条 学校法人尚綱学園（以下「本学園」という。）情報システムは、本学園の建学の精神、教育理念の実現のため、本学園のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第2条 本基本方針は、本学園における情報システム運用に際して次の事項に関する基本的な取り組みを規定することにより、本学園情報システムの健全な運用と利用を実現するとともに情報社会の発展に貢献する。また、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める学校法人尚綱学園情報システム運用基本規程（以下、「情報システム運用基本規程」という。）により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学（大学、短期大学部、高校、中学校及びこども園）に供用される。

(a) 情報資産の保護

(b) 情報システム運用に関連する法令の遵守

＊不正アクセス禁止法、プロバイダ責任制限法、著作権、個人情報保護法等

(c) 学問の自由・言論の自由・通信の秘密(プライバシー保護等)とルールによる規制とのバランス

(利用者の義務)

第3条 本学園情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本基本方針及び情報システム運用基本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本基本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、それぞれの規程に定めることができる。

(所管)

第5条 本基本方針に関する事務の所管は、学園事務局総務部とする。

(改廃)

第6条 本基本方針の改廃は、理事長の決裁をもって行うものとする。

附則 本基本方針は、平成29年11月1日から施行する。